

シリーズ	面白いほどよくわかる！調剤報酬（令和6年度改定版）
書籍名	vol.2 調剤基本料編

訂正日	頁数	場所	訂正前	訂正後
R6.9.25	P.42	中段	★『後発医薬品調剤体制加算』の『施設基準』②★	★『後発医薬品調剤体制加算』の種類★
R6.9.25	P.44	上段・下段	・後発医薬品…先発品の特許が切れた後に、先発品と同等であると承認された医薬品。	・後発医薬品…先発医薬品の特許が切れた後に、先発医薬品と同等であると承認された医薬品。
R6.9.25	P.48	上段	後発品の調剤している数が同じ(200個)であるA薬局とB薬局を比べてみましょう。	後発医薬品を調剤している数が同じ(200個)であるA薬局とB薬局を比べてみましょう。
R6.9.25	P.48	下段	後発医薬品の調剤割合率	後発医薬品の調剤割合
R6.9.25	P.57	下段	『後発品への変更調剤』のときだけでなく、『一般名処方に関わるもの』すべてにおいて必要。(つまり、一般名⇒先発品を調剤したときにも必要ということ。)	『後発医薬品への変更調剤』のときだけでなく、『一般名処方に関わるもの』すべてにおいて必要。(つまり、一般名⇒先発医薬品を調剤したときにも必要ということ。)
R6.9.25	P.54	中段	※ただし、R6.3.15付事務連絡で、当面の間、先発医薬品への変更調剤も認められています。(P.58)	※ただし、R6.3.15付事務連絡で、医薬品の入手が限定されること等やむを得ない場合には、当面の間、先発医薬品への変更調剤も認められています。(P.58)
R6.9.25	P.56	中段	R6.3.15付事務連絡により、当面の間、①⇔②間(固形剤同士)の変更調剤も可能。(P.58参照)	R6.3.15付事務連絡により、医薬品の入手が限定されること等やむを得ない場合には、当面の間、①⇔②間(固形剤同士)の変更調剤も可能。(P.58参照)
R6.9.25	P.58	下段	【当面の取り扱いまとめ】	【当面の取り扱いまとめ】:医薬品の入手が限定されること等やむを得ない場合の取扱い
R6.9.25	P.79	下段	新型インフルエンザウイルス等	新型インフルエンザ等
R6.9.25	P.88	上段	その『届出』している薬局が算定可能な加算。	その『届出』をしている薬局が算定可能な加算。
R6.9.25	P.90	下段	③ かかりつけ機能に関わる基本的業務を1年間実施していない。	③ かかりつけ機能に関わる基本的な業務を1年間実施していない。
R6.9.25	P.92	全般	かかりつけ機能に係る基本的業務	かかりつけ機能に係る基本的な業務
R6.9.25	P.100	上段	『実績要件』の見直しによると『継続の判定』ほとんど同じです。	『実績要件』の見直しによる『継続の判定』とほとんど同じです。
R6.9.25	P.101	上段	地域支援体制加算加算	地域支援体制加算
R6.9.25	P.112	全般	施設基準	算定要件